

店頭外国為替証拠金取引約款(DMM FX) (下線部が変更箇所)

新	旧
<p>第1条～第2条 (現行通り)</p> <p>第3条(定義) (1)～(16) (現行通り)</p> <p>(17)「<u>マージンカット</u>」とは、追加証拠金発生日の<u>マーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに</u>、追加証拠金額が0円とならない場合に、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</p> <p>第4条～第14条 (現行通り)</p> <p>第15条(支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引) お客様が第13条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、</p>	<p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条(定義) (1)～(16) (省略)</p> <p>(17)「<u>マージンカット</u>」とは、追加証拠金発生日の<u>マーケットクローズまでに</u>、追加証拠金額が0円とならない場合に、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</p> <p>第4条～第14条 (省略)</p> <p>第15条(支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引) お客様が第13条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、</p>

<p>お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。</p> <p>第2項 (現行通り)</p> <p>3 お客様が第13条第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。</p> <p>第4項～第5項 (現行通り)</p> <p>第16条～第36条 (現行通り)</p> <p>平成21年7月1日制定 平成22年1月25日改訂 平成22年4月1日改訂 平成22年7月17日改訂 平成22年11月27日改訂</p>	<p>お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。</p> <p>第2項 (省略)</p> <p>3 お客様が第12条第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。</p> <p>第4項～第5項 (現行通り)</p> <p>第16条～第36条 (現行通り)</p> <p>平成21年7月1日制定 平成22年1月25日改訂 平成22年4月1日改訂 平成22年7月17日改訂 平成22年11月27日改訂</p>
--	--

平成22年12月25日改訂

平成23年3月19日改訂

平成22年12月25日改訂